

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	保険会社及び保険持株会社に認められている外国子会社合算税制（CFC税制）特例の拡充		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国子会社を有する国内保険会社への適用が見込まれる。</li> <li>・特例措置の内容 外国子会社合算税制（CFC税制）について、国内保険会社の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じること。</li> </ul>		
関係条文	租税特別措置法第66の6条、租税特別措置法施行令第39の14の3条		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内保険会社が海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高めること。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成29年度税制改正において、CFC税制については、国内企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう抜本的な見直しがされた。また、平成29年度以降の税制改正においても、所要の措置が講じられたところ。</p> <p>しかしながら、海外における様々なビジネスの実態を踏まえれば、保険会社のCFC税制に係る取扱いについて課題が残されているところであり、引き続き所要の措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	国内保険会社が海外事業展開を行うための環境を整備すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	外国子会社を有する国内保険会社への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内保険会社の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	海外展開する企業の税制を整備するものであり、予算その他の措置では実現できない。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正において CFC 税制の抜本的な見直しが行われ、以降、保険会社については所要の措置が講じられたが、引き続き課題が残されているところであり、引き続き所要の措置を求めるものである。